

ORION RENT A CAR レンタカー貸渡約款

(令和7年10月28日改定)

第1章 総 則

第1条 (約款の適用)

1. 当社は、本約款の定めに従い、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸し渡し、借受人はこれを借り受けます。
2. 本約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。
3. 当社は、本約款に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約を定めた場合は、その特約が本約款に優先します。

第2章 予 約

第2条 (予約の申込み)

借受人は、当社所定の方法により、車種、貸渡日時、営業所、返還日時、運転者、付属品の要否その他条件を指定して予約を行うことができます。

第3条 (予約の変更)

予約条件を変更する場合は、当社の承諾を得なければなりません。

第4条 (予約の取消し)

1. 借受人はいつでも予約を取消することができます。ただし、当社が定める場合には取消手数料を支払うものとします。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した貸渡開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続に着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

この場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還します。

3. 事故・盗難・リコール・天災その他、借受人または当社いずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかった場合、予約は取り消されたものとします。

この場合、当社は受領済の予約申込金を返還することがあります。

第5条（代替レンタカー）

当社は、予約車両が用意できない場合、代替車を提供できるものとします。代替車の料金が安い場合は、差額を返還します。

第6条（免責）

当社および借受人は、予約が取り消された場合や契約が締結されなかった場合について、相互に請求を行いません。

第3章 貸 渡

第7条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は予約条件を明示し、当社は本約款および料金表に基づいて契約を締結します。
2. 契約締結時、借受人は貸渡料金を支払うものとします。
3. 当社は、運転免許証の提示・写しの提出を求めます。
4. 当社は本人確認書類の提示、連絡先の提供を求めることがあります。
5. 支払い方法はクレジットカードまたは現金とし、契約後の期間延長は原則できません。

第8条（貸渡拒絶）

1. 借受人または運転者が次のいずれかに該当する場合、当社は貸渡契約の締結を拒絶します。
 - （1）有効な運転免許証の提示がない場合。
 - （2）酒気を帯びていると認められる場合。

- (3) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状があると認められる場合。
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6歳未満の幼児を同乗させる場合。
- (5) 免許を取得して1年未満、または当社が運転を未熟・危険と判断した場合。
- (6) 暴力団・反社会的組織の構成員、または関係者と認められる場合。

2. 当社は、次の各号に該当する場合にも貸渡契約の締結を拒絶することができます。

- (1) 予約時に定めた運転者と契約時の運転者が異なる場合。
- (2) 過去に貸渡料金の支払いを滞納した事実がある場合。
- (3) 過去の貸渡において、本約款に違反する行為があった場合。
- (4) 過去の事故等により保険適用除外となった事実がある場合。
- (5) その他、当社が貸渡を不適当と認めた場合。

3. 前二項のいずれかに該当し貸渡を拒絶した場合、既に予約が成立していたときは予約の取消しとして扱い、当社は受領済の予約申込金を返還します。

第9条（貸渡契約の成立）

貸渡契約は、借受人が貸渡料金を支払い、当社がレンタカーを引き渡した時点で成立します。

第10条（貸渡料金）

貸渡料金は以下の合計金額とし、料金表に明示します。

- (1) 基本料金 (2) 特別装備料 (3) 燃料代 (4) その他料金

第11条（点検整備）

当社は、道路運送車両法に定める点検・整備を実施したレンタカーを貸し渡します。

第12条（貸渡証）

当社は、貸渡証を交付し、借受人または運転者は使用中これを携帯するものとします。

第4章 使 用

第13条（管理責任）

借受人または運転者は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用・保管します。

第14条（禁止行為）

借受人は、以下の行為をしてはなりません。

- （1）無断転貸、転用
- （2）無許可営業・レース・テスト使用
- （3）改造、ナンバー変更
- （4）違法行為、公序良俗に反する行為
- （5）国外持出し

第15条（違法駐車）

違法駐車をした場合は、警察へ出頭し、反則金および関連費用を自ら負担するものとします。

当社が代行した場合、その費用を請求します。

第5章 返 還

第16条（返還責任）

借受人は、契約期間満了時に指定場所へ返還します。

返還が遅れた場合、当社が被った損害を賠償します。

第17条（返還時確認）

返還は当社立会いのもとで行い、燃料は満タンとします。

第18条（返還場所の変更）

所定の返還場所を変更する場合、当社の承諾を得て、回送費用を負担します。

第19条（不返還）

借受人が返還しない場合、当社は刑事告訴等の法的措置を取ることができるものとします。

第6章 事故・盗難・故障等

第20条（事故発生時）

事故が発生した場合は、

- （1）警察への通報
- （2）当社への連絡・指示遵守
- （3）相手方との無断示談禁止

を行うものとします。

第21条（盗難・故障時）

盗難・故障の場合は、直ちに警察および当社に連絡し、指示に従うものとします。

第22条（使用不能による契約終了）

レンタカーが事故・故障・盗難等で使用不能になった場合、貸渡契約は終了します。

第7章 賠償および補償

第23条（賠償）

借受人は、使用中に第三者または当社に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

第24条（保険・補償）

当社が加入する保険の補償内容は以下のとおりです。

対人補償：無制限（自賠責含む）

対物補償：無制限

車両補償：時価額（1事故につき）

人身傷害補償：1名あたり3,000万円まで

※免責額・NOC・運搬費等は借受人負担とします。

※飲酒運転、無断転貸、無資格運転などの場合は補償適用外です。

第8章 契約解除・中途解約

第25条（当社による解除）

借受人が本約款に違反した場合、当社は即時契約を解除し、レンタカーの返還を請求できます。

第26条（中途解約）

借受人の都合により途中返却を行う場合、貸渡料金は返還しません。

第9章 個人情報の取扱い

第27条（利用目的）

当社は、以下の目的で個人情報を利用します。

- （1）レンタカー貸渡に関する事務手続き
- （2）サービス案内およびキャンペーン通知
- （3）本人確認および与信審査
- （4）サービス改善のための統計分析

第10章 雑 則

第28条（消費税）

貸渡料金等には消費税（地方消費税を含む）が適用されます。

第29条（遅延損害金）

金銭債務の履行を怠った場合、年14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第30条（合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争は、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所を専属的管轄裁判所とします。